

付 録

【騒音・振動・悪臭に関する法と北海道公害防止条例の届出施設等】

道は、昭和 46 年に「北海道公害防止条例」（昭和 46 年 10 月 21 日条例第 38 号）を制定しており、本条例では、騒音発生施設等の設置等に際して届出を義務づけています。

そのため、騒音や振動を発生する施設については、騒音規制法や振動規制法の規制地域外であっても、条例に基づく届出が必要な場合があります。また、悪臭を発生する施設については、悪臭防止法では届出規定がありませんが、条例に基づく届出が必要な場合があります。

この付録では、騒音・振動・悪臭に関して、法と条例における届出施設や規制基準の有無等について一覧にまとめました。

○北海道公害防止条例及び届出様式は下記アドレスで閲覧・ダウンロードできます。

- ・北海道公害防止条例

<http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/> 「北海道例規類集」

- ・北海道公害防止条例の届出様式

<https://www.harp.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect> 「北海道電子申請サービス」

【騒音・振動・悪臭に関する法と北海道公害防止条例の届出施設等】

騒音(特定工場等)

	騒音規制法	北海道公害防止条例
指定地域 (騒音について 規制する地域)	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 315 号)	未設定 ※条例第 23 条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。
規制基準	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(昭和 46 年 11 月 29 日北海道告示第 3169 号)	未設定 ※条例第 23 条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。
施設の届出	指定地域内において工場又は事業場に次の施設を設置するときは届出が必要	法の指定地域外において工場等に次の施設を設置するときは届出が必要。
	<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>	<p>1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 圧延機械 原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上であること。</p> <p>(2) 製管機械</p> <p>(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)</p> <p>(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(5) 機械プレス 呼び加圧能力が三十重量トン以上であること。</p> <p>(6) せん断機 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。</p> <p>(7) 鍛造機</p>
	2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)	2 空気圧縮機及び送風機 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。
	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)	3 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。
	4 織機(原動機を用いるものに限る。)	
	5 建設用資材製造機械	4 建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)	(1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。) 混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であること。
	ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)	(2) アスファルトプラント 混練機の混練重量が 200 キログラム以上であること。
	6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)	5 穀物用製粉機(ロール式のものに限る。) 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。
	7 木材加工機械	6 木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ ドラムパーカー	(1) ドラムパーカー
	ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)	(2) チッパー 原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であること。
	ハ 碎木機	(3) 碎木機
	ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)	(4) 帯のこ盤
	ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)	(5) 丸のこ盤 } 原動機の定格出力が製材用のものにあつては 15 キロワット以上、木工用のものにあつては 2.25 キロワット以上であること。
	ヘ かな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)	(6) かな盤 原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であること。
	8 抄紙機	7 抄紙機
	9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	8 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
	10 合成樹脂用射出成型機	9 合成樹脂用射出成型機
	11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
届出先	市町村	市町村 ※北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例による。

【騒音・振動・悪臭に関する法と北海道公害防止条例の届出施設等】

騒音(特定建設作業)

	騒音規制法	北海道公害防止条例																										
作業の届出	<p>指定地域内で次の作業を伴う建設工事を行うときは届出が必要</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>びよう打機を使用する作業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</td> </tr> </table>	1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	2	びよう打機を使用する作業	3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業	7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業	8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業	<p>届出が必要な地域無し</p> <p>※条例第 59 条で、規制基準が定められている地域内で次の作業(法の指定地域内で行われる特定建設作業を除く)を伴う建設工事を行うときは届出が必要とされているが、規制基準が定められている地域が無い。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>びよう打機を使用する作業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</td> </tr> </table>	1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	2	びよう打機を使用する作業	3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)																											
2	びよう打機を使用する作業																											
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)																											
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)																											
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)																											
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業																											
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業																											
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業																											
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)																											
2	びよう打機を使用する作業																											
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)																											
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)																											
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)																											
届出先	市町村	—																										
規制基準	環境大臣が定める。(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号)	未設定 ※条例第 23 条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。																										

振動(特定工場等)

	振動規制法	北海道公害防止条例																																																					
指定地域 (振動について 規制する地域)	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(昭和 53 年3月 29 日北海道告示第 785 号)	未設定 ※条例第 23 条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。																																																					
規制基準	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(昭和 53 年3月 29 日北海道告示第 784 号)	未設定 ※条例第 23 条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。																																																					
施設の届出	指定地域内において工場又は事業場に次の施設を設置するときは届出が必要	法の指定地域外において工場等に次の施設を設置するときは届出が必要。 ただし、遠心分離機(原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のもの)、コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.9 キロワット以上 2.95 キロワット未満のもの)、コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のもの)は、指定地域内外を問わず届出が必要。																																																					
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフオーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>織機(原動機を用いるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>合成樹脂用射出成型機</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</td> </tr> </table>	1	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフオーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)	2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)	3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)	4	織機(原動機を用いるものに限る。)	5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)	6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)	7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)	8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)	9	合成樹脂用射出成型機	10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (2) 機械プレス (3) セン断機 (4) 鍛造機 (5) ワイヤーフオーミングマシン</td> <td>原動機の定格出力が1キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>圧縮機</td> <td>原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>遠心分離機</td> <td>原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機</td> <td>原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>織機</td> <td>原動機を用いるものであること。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) コンクリートブロックマシン (2) コンクリート管製造機 (3) コンクリート柱製造機 (4) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)</td> <td>原動機の定格出力の合計が 2.9 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であること。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー</td> <td>原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>印刷機械</td> <td>原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機を除く。)</td> <td>原動機の定格出力が 30 キロワット以上であること。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>合成樹脂用射出成型機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</td> <td></td> </tr> </table>	1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (2) 機械プレス (3) セン断機 (4) 鍛造機 (5) ワイヤーフオーミングマシン	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。	2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。	3	遠心分離機	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。	4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。	5	織機	原動機を用いるものであること。	6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) コンクリートブロックマシン (2) コンクリート管製造機 (3) コンクリート柱製造機 (4) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	原動機の定格出力の合計が 2.9 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であること。	7	木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。	8	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。	9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が 30 キロワット以上であること。	10	合成樹脂用射出成型機		11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	
1	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフオーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)																																																						
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)																																																						
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)																																																						
4	織機(原動機を用いるものに限る。)																																																						
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)																																																						
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)																																																						
7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)																																																						
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)																																																						
9	合成樹脂用射出成型機																																																						
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)																																																						
1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (2) 機械プレス (3) セン断機 (4) 鍛造機 (5) ワイヤーフオーミングマシン	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。																																																					
2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。																																																					
3	遠心分離機	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。																																																					
4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。																																																					
5	織機	原動機を用いるものであること。																																																					
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) コンクリートブロックマシン (2) コンクリート管製造機 (3) コンクリート柱製造機 (4) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	原動機の定格出力の合計が 2.9 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であること。 混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であること。																																																					
7	木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。																																																					
8	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。																																																					
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が 30 キロワット以上であること。																																																					
10	合成樹脂用射出成型機																																																						
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)																																																						
届出先	市町村	市町村 ※北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例による。																																																					

振動(特定建設作業)

	振動規制法	北海道公害防止条例								
作業の届出	<p>指定地域内で次の作業を伴う建設工事を行うときは届出が必要</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)</td> </tr> </table>	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)	4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)	規定なし
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業									
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業									
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)									
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)									
届出先	市町村	—								
規制基準	振動規制法施行規則別表第一により定められている。	—								

悪臭(工場その他の事業場)

	悪臭防止法	北海道公害防止条例													
規制地域	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(平成24年3月23日北海道告示第183号)	未設定 ※条例第23条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。													
規制基準	市の区域については市長が定める。(各々の市の告示) 町村の区域については知事が定める。(平成24年3月23日北海道告示第184号)	未設定 ※条例第23条で、規則で定めるとされているが、規則で定めていない。													
施設の届出	規定なし ※規制地域内の全ての工場その他の事業場は規制基準の遵守義務が生じる。	<p>次の施設を設置するときは届出が必要。(法の規制地域内外を問わない。)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 屎(し)尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設</td> <td rowspan="6"> 化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下この表において「指定区域」という。)にあっては豚(生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設</td> </tr> </table>	1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 屎(し)尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下この表において「指定区域」という。)にあっては豚(生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。	2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	3	飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設	6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設
1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 屎(し)尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下この表において「指定区域」という。)にあっては豚(生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。													
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設														
3	飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設														
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設														
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設														
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設														
届出先	—	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・苫小牧市・鹿追町においては各々の市町、これら以外は(総合)振興局。 ※北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例による。													

規制基準及びそれが適用される地域は定めていないが、「施設の届出」欄に該当するものは届出が必要。